

平成 29 (2017) 年 9 月 6 日

〇〇 〇〇 様

保護課長 〇〇 〇〇  
保護総務課長 〇〇 〇〇

〇〇氏からの照会メールへの回答について (案②)

「はり・きゅう」の往診治療中止について、まず経過をご説明いたします。

「はり・きゅう」の往診治療について、平成 29 (2017) 年 6 月 14 日に嘱託医の意見として「1 年半以上の往診治療において、病状が改善されていないこと及び近隣の医療機関へは、公共交通機関を利用して通院できていることから、施術費が高額となる往診での施術は認められない」との指摘があり、嘱託医が主治医所属の医師会副会長へ、直接架電して、主治医へ指摘内容の伝言を依頼しました。

同年 6 月 28 日に、主治医所属の医師会副会長から主治医へ連絡されているはずなので、中止を連絡するように、嘱託医より保護総務課へ依頼があり、保護総務課より主治医へ架電しました。

主治医へは、嘱託医の指摘を伝えるとともに、生活保護法の規定において、「はり・きゅうにあつては、慢性病であつて医師による適当な治療手段がないものを対象とするが、指定医療機関の医療の給付が行われている期間は、その疾病にかかる施術は、給付の対象とはならない」という旨を説明しました。

主治医からは線維筋痛症の治療について、はり・きゅうを併用する症例が多いが、生活保護制度や福祉事務所の決定にとやかく言うことはできないと回答があり、「はり・きゅう」治療を取りやめることとなりました。

また、保護総務課より「はり・きゅう」の施術機関にも架電の上、同様に説明し、今後は「はり・きゅう治療」を取りやめることとなりました。

本件におきましては、嘱託医の意見が出された時点で、当然に行うべき主治医との意見調整や〇〇様との調整を怠ったことなどから生じたものであり、〇〇様に多大なる心労をお掛けしたことにつきましてお詫び申し上げます。

今後は、二度とこのようなことが起きないように課内での周知徹底に向け取り組んでまいりますのでご理解いただきますようお願いいたします。

以下、〇〇様から頂きましたご質問について回答いたします。

① 生活保護課の話と病院から聞いた内容が異なるのか。

〇〇様から電話をいただいた時には、保護総務課職員、担当 CW ともに嘱託医から医師会副会長への連絡をもって嘱託医の意見が主治医へ伝わっているものと考えていました。

また、この考えをもとに主治医も嘱託医の意見に賛同しているものと思ひ込んでいたことから、CW から〇〇様への「はり・きゅうについては、嘱託医から必要がないとの意見が出ており、嘱託医から〇〇内科にその旨は伝わっているはずである」との説明においても「主治医もはり・きゅうの中止に賛同している」かのような印象を与えてしまい、「嘱託医と主治医が話し合った上で鍼灸治療の必要なしとなった」との思ひ込みが、〇〇様に多

大なご心労をおかけしてしまいました。

しかし、実際には副会長から主治医へは伝わっていたか確認しておらず、主治医所属の医師会からへの連絡及び囑託医と主治医との意見調整について、確認しないまま「はり・きゅう」の往診治療を中止していたことが、議員からの問題指摘（7月3日）を契機にして判明しました。

また、この時点においては、保護総務課職員、担当CWともに主治医もはり・きゅうの中止に賛同していると思込んでいたため、〇〇様への説明について、保護課・保護総務課内で報告検証することもなく、課内で誤りに気付かなかったことから、〇〇様に説明訂正することもしませんでした。

② 何故、今まで鍼灸を受けることが出来ていたのに中止になったのか。

本来であれば、囑託医からの指摘があった時点で主治医との意見調整をし、その上で中止の判断をするべきでありましたが、今回は意見調整をしないまま中止にしてしまったものです。

③ 鍼灸は、リハビリにあたらぬのか。

「はり・きゅう」の施術については、医師による適当な治療手段がなく、「はり・きゅう」の施術を受けることを認める医師の同意がある場合に、保護の医療扶助対象となります。

また、リハビリについては、医学的な医師の医療行為として行われるため、保護の医療扶助対象となります。このことから、「はり・きゅう」とリハビリは別のもと考えます。

④ 他の市では、鍼灸が受けれるのに門真市は駄目なのか。

今回の治療中止は福祉事務所において十分な確認を行わなかったことなどが原因であり、「はり・きゅう」の施術について、線維筋痛症への治療として、医師の同意の下、受けていただけるものと考えております。

⑤ 「市の間違いをえぐって反省させる」の動画を見て、「〇〇区の医師会」の副会長の話が出てきましたが、今回の動画では会長になっているのは何故ですか。

正しくは、主治医所属の医師会の副会長となります。

⑥ 「〇〇クリニック」の医院長は、〇〇区の医師会から連絡というか話はなかったです。

囑託医から主治医所属の医師会副会長へ直接架電をして、主治医へ指摘内容を伝えてほしいと依頼されましたことから、伝わっているものと考えておりました。しかしながら、この指摘内容が確実に主治医へ伝えられたかは確認できておりませんでした。

⑦ 〇〇さんは、門真市の囑託医である〇〇先生と線維筋痛症を診て頂いている〇〇クリニックの先生同士が話し合ったところ鍼灸は必要なしと言い切ったのに、

話の聞き取り方と言っているのが解りません。

何回も確認しました。

嘱託医から医師会副会長への連絡をもって主治医へ伝わっていると思い、「はり・きゅうについては、嘱託医から必要がないとの意見が出ており、嘱託医から主治医にその旨は伝わっているはずである」とCWより回答いたしました。

しかし、実際には副会長から主治医へは伝わっておらず、主治医所属の医師会からへの連絡および嘱託医と主治医との意見調整について、確認しないまま、「はり・きゅう」の往診治療を中止していたことが判明しました。

⑧ 鍼灸を再開するにあたって、「〇〇」には連絡して、何故「〇〇クリニック」には連絡がいつてなかったのですか。

7月末に、はり・きゅう療養費の8月分同意書について、施術機関から主治医へ発行の問い合わせをしたところ、主治医は「保護総務課より再開の連絡を受けていない」から8月分同意書を発行することはできないと施術機関に連絡が入り、施術機関から保護総務課へ問合せがあり事態が判明しました。「はり・きゅう」の再開にあたり、保護総務課から主治医への連絡が漏れており、直ちに、保護課より主治医へ架電し、従来通りの取扱いを依頼し了承を得られました。

⑨ 鍼灸をしていて効果がないという話でしたが、透析患者の病気で例えたなら、透析をするなって言うことですか。

はり・きゅうの施術については、1年半以上同じ施術を継続することはまれであり、病状が改善されていないのであれば効果がないのではとの嘱託医の見解でした。

⑩ 「門真市の嘱託医である〇〇先生」は、門真市医師会の会長「〇〇」先生ですか。もしそうなら、連絡先がわからないというのは、門真市の職員としてごまかしているとしたか聞こえませんか。

当初、〇〇様から嘱託医について質問された時点においては、担当CWは嘱託医の名前も認識していなかったことから、保護総務課職員に確認を行いました。その確認において、本市医師会会長であることだけがCWに伝わり、その情報をもとに〇〇様への返答がなされました。

〇〇様からの再度の質問については、〇〇の〇〇クリニックの医師であるか否かは確実な判断が出来なかったため即答できず、〇〇様が主治医に確認するという手間をかけてしまうことになってしまいました。

嘱託医の情報については、当然課内で情報共有されているべきものでありますが、この時点では共有されておらず、また、仮に質問に即答できない場合でも、すぐに確認し折り返し返信するなどの対応は取るべきであったと考えております。

また、嘱託医について、〇〇様からの終話として、担当CWは判断してしまい、確認後の連絡や保護課内の上司への報告等が必要であると認識できておりませんでした。

医療扶助の給付変更について、患者様へ与える影響や客観性等の意識が欠如しており、管理職による周知が徹底できておらず、今回の事態を重く受け止めております。

今後については、管理職や担当者の情報共有を徹底して、主治医への確認を行い、保護課・保護総務課が一体的に再発防止に向けて取り組んでまいります。